

清須市告示第 4 5 号

清須市空家等対策庁内調整会議設置要綱

(設置)

第 1 条 空家等の対策に関する調査研究を行うため、清須市空家等対策庁内調整会議（以下「庁内調整会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 庁内調整会議は、次に掲げる事項について調査研究を行い、市長に報告するものとする。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 6 条に規定する空家等対策計画に関すること。
- (2) 法第 9 条及び第 14 条に規定する調査及び措置に関すること。
- (3) その他空家等の対策に関すること。

(組織)

第 3 条 庁内調整会議は、次に掲げる課の課長補佐若しくは副主幹又は所属職員をもって組織する。

- (1) 企画部企画政策課
 - (2) 総務部防災行政課
 - (3) 総務部税務課
 - (4) 市民環境部生活環境課
 - (5) 市民環境部産業課
 - (6) 健康福祉部健康推進課
 - (7) 建設部都市計画課
- 2 庁内調整会議に座長を置き、総務部防災行政課長をもって充てる。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、建設部都市計画課長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 庁内調整会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第5条 庁内調整会議の庶務は、総務部防災行政課において処理する。

(雑則)

第6条 この告示に定めるもののほか、庁内調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が庁内調整会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年10月1日から施行する。